コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について
ー地域とともにある学校づくりをめざしてー

新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」を重視しています。この理念の実現に向けては、組織的・継続的に地域と学校が連携・協働していくことが大変重要といえます。その具体的な取組としては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や「地域学校協働活動」の一体的推進が必要です。

1 「地域とともにある学校づくり」をめざして

これからの学校は、「開かれた学校」からさらに一歩踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。

連携・協働	子どもを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革・地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が増しています。
社会総掛かり	子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。
共　育	輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。
地域とともにある学校づくり	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。 コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

2　学校運営協議会制度について

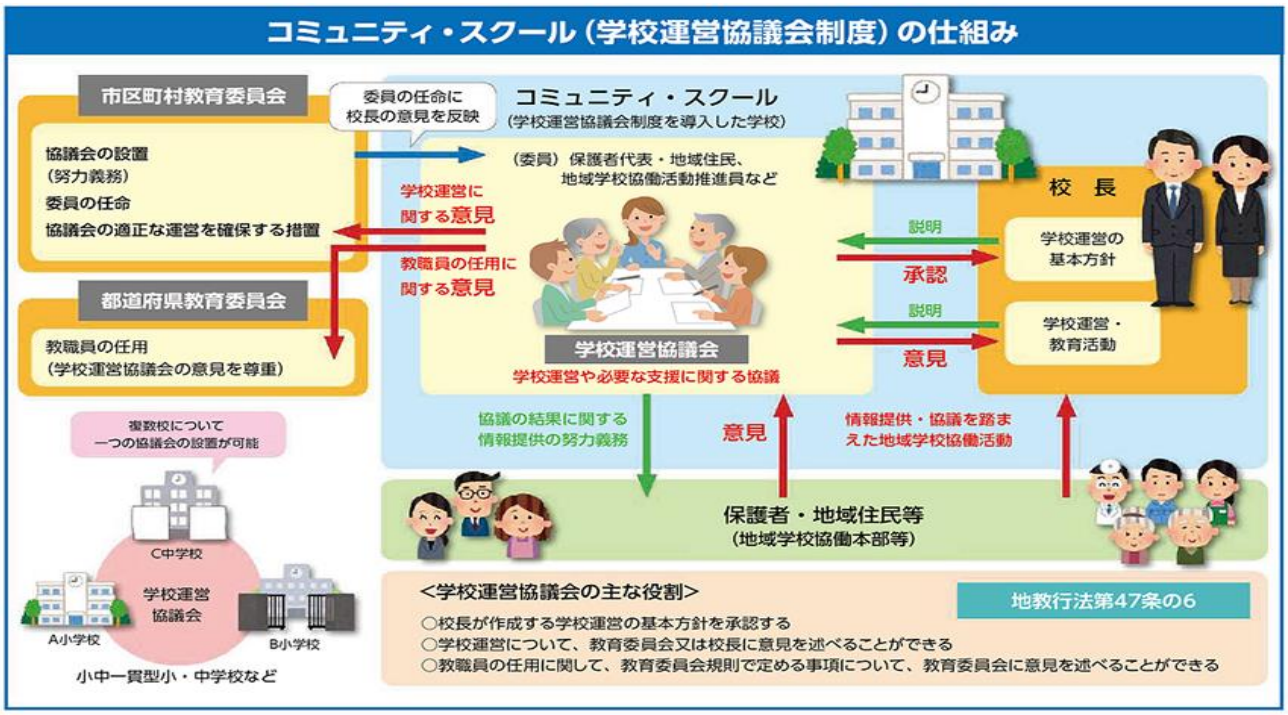

▶コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する法改正（平成２９年４月施行）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律　第４７条の６

●学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
●学校運営への必要な支援についても協議すること
●学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進委員等）を追加
●教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
●複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
●協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

「学校運営協議会制度」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度です。「学校運営協議会」は、教育委員会によって学校に設置され、その委員は、その学校、その地域の実情に合わせ、教育委員会が任命することになっています。

つまり、学校運営協議会委員は、「(非常勤)特別職の地方公務員」として言っての権限を有し、学校と「対等な立場」で協議を行うことができます。また、合議体として公式に学校や教育委員会に意見を述べることができます。

（１）学校運営協議会で協議する内容

学校運営協議会では、学校運営に関する「基本的な方針の承認」を行い、「学校や教育委員会への意見の申出」を行う権限が法律上定められていますが、その合議体の機能を生かして、多くの学校で「学校評価」や「地域学校協働活動」についても協議が行われています。

「課題」だけでなく、「未来」に向けた協議も並行して行うことがポイントです。

（２）学校運営協議会委員

委員構成や人数・任期については、教育委員会規則で定めていますが、実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要です。

なお、委員には、保護者や地域住民、地域コーディネーター（学校支援コーディネーター）等のほか、有識者、教育委員会事務局職員等も考えられます。校長を委員とする場合は、学校運営の基本方針の承認の際など、議題により議論や議決から外れるといった運用が考えられます。

（３）学校運営協議会の組織

学校運営協議会の下部組織にいくつかの部会を置くケースもあります。

（４）学校運営協議会開催計画（例）

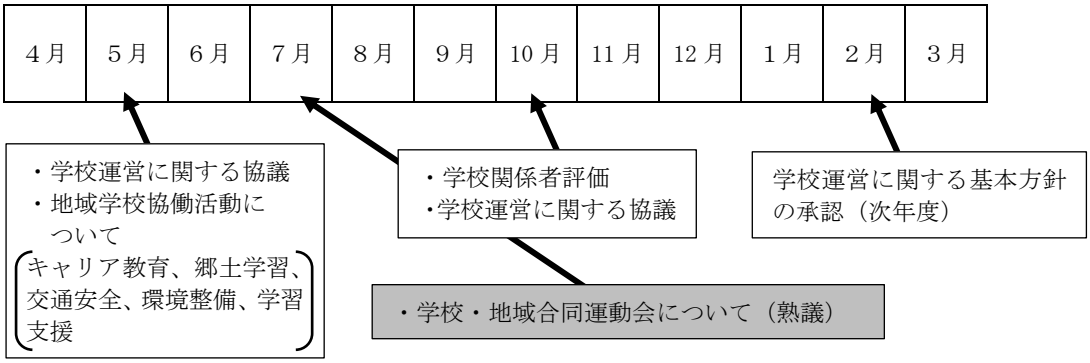

（５）熟議　協働　マネジメント

学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンをもって、一体となって地域の子どもたちを育んでいくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。そこで、コミュニティ・スクールには、三つの機能に加えて、「熟議」の場の設定、「協働」による取り組み体制、校長の「マネジメント」力を備えておく必要があります。

3　地域学校協働活動

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置を努力義務化しました。

また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正（平成29年3月）し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備しました。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域の活性化を目指します。

「地域学校協働活動」は、地域の高齢者、成人、学生、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えええるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

学校運営協議会との効果的な連携の促進

学校運営協議会は、地方教育行政法第 47 条の 6 に基づき、教育委員会によって学校に設置される合議体です。ここでは、学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議します。多くの関係者間でビジョンや目標を共有して、幅広い地域住民の参画により、活動の活発化につながるなど、地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待されます。

<地域と学校の協働体制のイメージ>

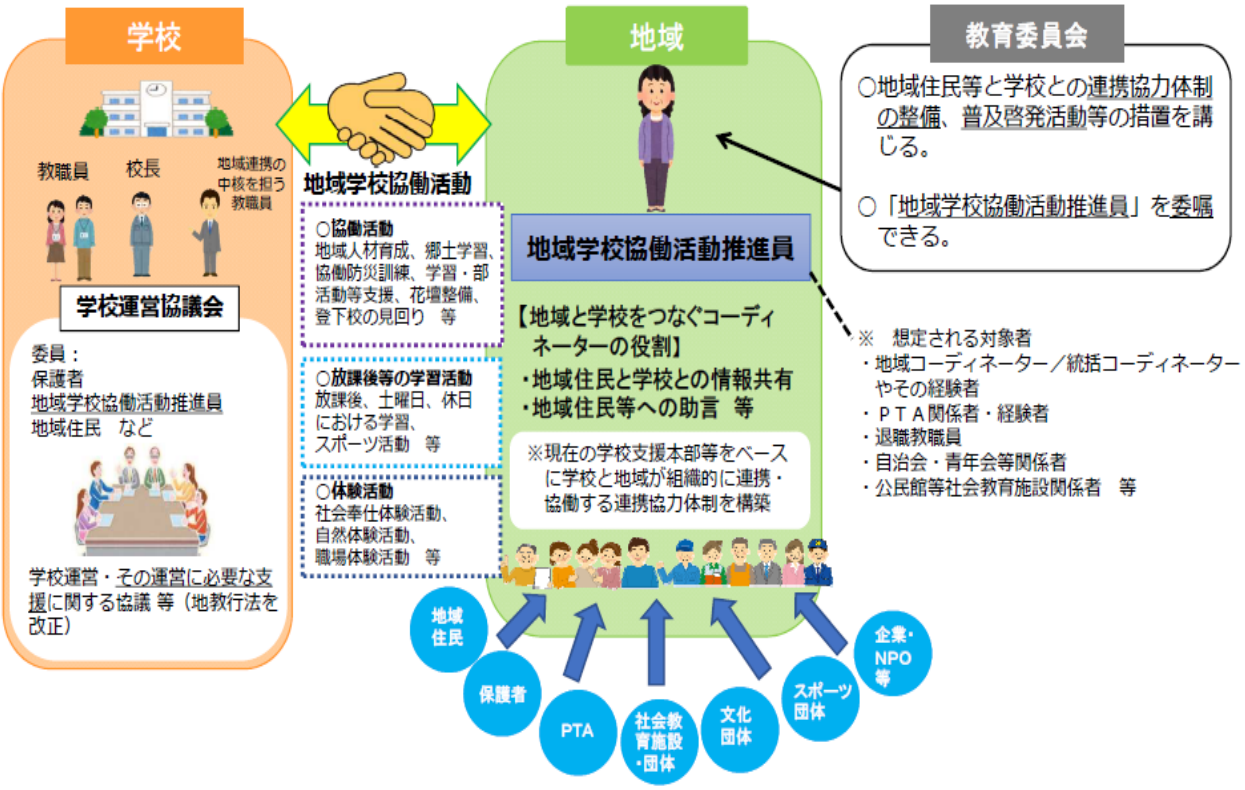

地域学校協働活動として、考えられる取組

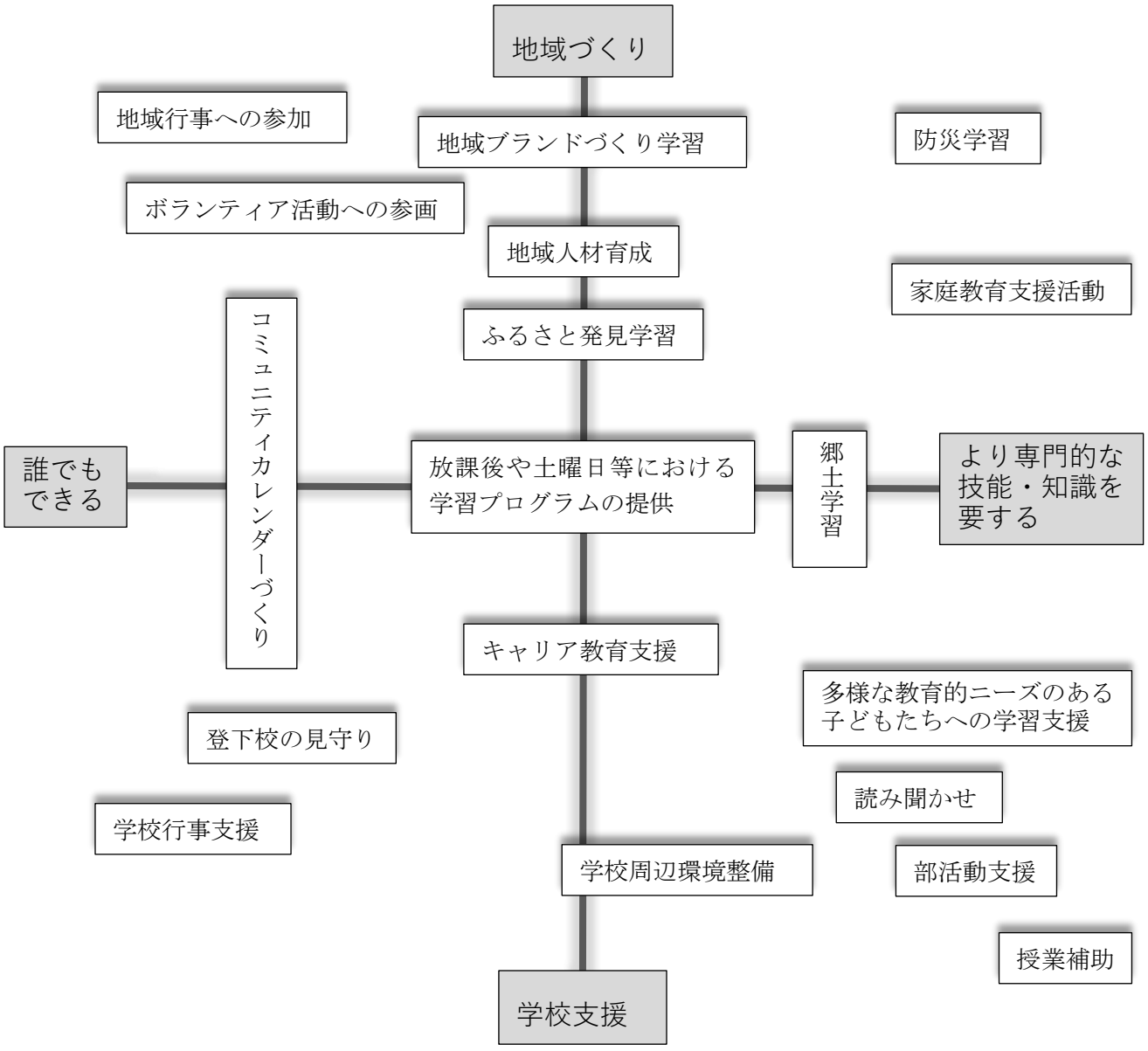

（3）学校運営協議会制度を導入する学校（コミュニティ・スクール）に発展するメリット

・法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制をさらに進めることができる。
・学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる。
・「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、校長は、保護者や地域等に対する説明責任の意識が向上するとともに、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となります。
・学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能になり、主体的・能動的な取組になる。
・多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善を果たすＰＤＣＡサイクルが確立できる。